入 札 説 明 書

島根県が発注する個人防護具保管管理業務委託に係る一般競争入札公告（令和８年 11 月 12 日付け）に基づく入札については、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）その他の法令及び契約条項に定めるもののほか、この入札説明書の定めるところによる。

記

１　入札に付する事項

（１）　入札の件名

個人防護具保管管理業務委託

（２）　入札案件の仕様等

別添「個人防護具保管管理業務委託仕様書」のとおり

（３）　委託期間

契約締結日から令和 13 年３月 31 日まで

なお、保管容量の確保開始日及び確保数量は、次のとおりとする。

ア　第１段階　令和９年３月１日　　42 パレット

イ　第２段階　令和 10 年４月１日　　84 パレット

ウ　第３段階　令和 11 年４月１日　126 パレット

エ　第４段階　令和 12 年４月１日　168 パレット

また、物品の入庫は、第１段階分を令和９年３月中に、第２段階から第４段階までの分を各段階の確保開始日以後に委託者が別に通知する時期に、行う予定である（仕様書第 10 条第６項）。

（４）　履行場所

仕様書第９条に定める要件を満たす保管施設

（５）　入札方法

入札は、１パレット・１月当たりの保管料の単価により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された単価（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額）を落札単価とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１パレット・１月当たりの契約希望単価から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

なお、委託期間における延べパレット月数は、5,082 パレット月とする。

また、物品の入庫、出庫、小分けその他物品の入出庫に係る作業（以下「入出庫作業」という。）は、本入札の対象に含まない。入出庫作業は、委託者が本契約とは別に発注する（委託者は、受託者に見積りを求めることができる。）。入札書に記載する単

価には、入出庫作業に要する費用を含めないこと。ただし、受託者との間で入出庫作業の契約が成立しない場合や、受託者だけでは作業が間に合わない場合（有事など）に、委託者及び委託者が発注した作業者が保管施設に立ち入り、入出庫作業を行うことの受入れ及びこれへの協力は、本件業務に含まれるため、これに要する費用は入札書に記載する単価に含めること（契約書第３条及び第４条第２項並びに仕様書第 21 条）。

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。

（２）　地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で、当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

（３）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

（４）　島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

（５）　消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

（６）　島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

（７）　島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

（８）　倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第３条の登録を受けた倉庫業者が保有し、又は使用する営業倉庫（一類倉庫）であって、仕様書第９条に定める要件を満たす保管施設を、仕様書及び契約書に定める期限までに確保することができる者であること。なお、入札参加者自らが倉庫業法第３条の登録を受けた倉庫業者であることは要しない。

【入札参加資格確認申請】

（９）　この入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けること。

ア　提出期限

令和８年 11 月 24 日（火）午後５時 15 分まで

イ　提出場所

〒690－8501　島根県松江市殿町１番地

島根県健康福祉部薬事衛生課感染症対策係

（持参の場合：島根県第二分庁舎３階）

ウ　提出方法

持参又は簡易書留による郵送（提出期限内必着）

エ　提出書類

入札参加資格確認申請書及び同申請書に定める添付書類

(10)　提出された申請書等に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、不備の補正を求められた場合は、県が指定する日時までに補正を行うこと。

(11)　入札参加資格の確認結果は、**令和８年 11 月 27 日（金）**までに、入札参加資格確認通知書により各申請者へ通知する。

(12)　期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

３　契約条項を示す場所及び日時

（１）　場所

島根県ホームページに掲載する委託契約書（案）及び仕様書により示す。

（２）　期間

令和８年 11 月 12 日（木）から令和８年 11 月 30 日（月）まで

（３）　契約条項に関する問合せ先

〒690－8501　島根県松江市殿町１番地

島根県健康福祉部薬事衛生課感染症対策係　電話 0852－22－6532

４　入札の場所及び日時

（１）　入札方法等

ア　入札は、県が指定する入札書により行うこと。入札者本人が入札する場合は指定様式１を、代理人が入札する場合は指定様式２を使用すること。

イ　入札書は封筒に入れて密封し、封筒の表面に入札者の商号又は名称及び「個人防護具保管管理業務委託」と記載して提出すること。

ウ　事前に交付した入札参加資格確認通知書を、入札前に提示すること。

エ　入札保証金を納付した者は、その領収証書を入札前に提示すること。ただし、入札保証金の免除を受けた者を除く。

オ　代理人が入札する場合は、入札開始前までに委任状を提出すること。

（２）　入札金額

ア　入札書には、１パレット・１月当たりの保管料の単価を記載すること。

イ　入札書に記載する単価は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額とする

こと。

ウ　提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできない。

（３）　入札及び開札の日時及び場所

ア　日時　**令和８年 12 月１日（火）午後３時 00 分**

イ　場所　〒690－0887　島根県松江市殿町２番地　島根県第二分庁舎３階 302 会議室

（４）　郵便入札

郵便による入札は認めない。

５　入札保証金に関する事項

（１）　島根県会計規則第 61 条第１項の規定により、次の算出方法により算出した金額の 100 分の５以上の入札保証金を納付すること。

算出方法：入札単価 × 5,082 パレット月 × 1.10

（２）　入札保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第２項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができる。

（３）　入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりとする。

ア　納付場所　島根県松江市殿町１番地　島根県庁本庁舎１階出納局審査指導課審査第一係

イ　納付時期　令和８年 12 月１日（火）午後１時 00 分から午後２時 00 分まで

（４）　入札保証金は、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付する。なお、落札者から申出があった場合は、契約保証金の一部に充当することができる。

（５）　落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は県に帰属する。

（６）　入札保証金は、次のいずれかの場合に免除を受けることができる。免除を希望する者は、次に掲げる書類を入札参加資格確認申請に添付し、提出すること。なお、ウによる免除を希望する者は、提出書類について、入札参加資格確認申請書の提出期限までに提出できるよう、あらかじめ上記３（３）の問合せ先に確認すること。

ア　保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合

入札保証保険に係る保険証券

イ　一般競争入札に参加する資格を有する者で、過去２年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと県が認める場合

当該契約に係る契約書の写しその他県が必要と認める書類

ウ　業務実績、資本の額その他の経営の規模及び状況等を考慮して、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと県が認める場合

（７）　入札保証金の免除の可否は、**令和８年 11 月 27 日（金）**までに申請者へ通知する。免除が認められなかった者は、上記（３）に定める納付場所及び納付時期に入札保証金を

納付すること。

6　入札の効力に関する事項

（１）　この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

（２）　書面による入札書について、次のいずれかに該当する場合も無効とする。

ア　入札書の入札金額（単価）が加除訂正されているとき。

イ　入札書が鉛筆その他容易に消去可能な筆記具により記載されているとき。

ウ　入札書の必要な記載事項を確認できないとき。

7　落札者の決定方法

（１）　開札の結果、島根県会計規則第 62 条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低の単価をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）　予定価格の範囲内の入札がない場合は、当該開札の終了後、直ちに再度入札を行う。

（３）　再度入札は２回まで行う。

（４）　再度入札を行っても落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定による随意契約の協議を行うことがある。この場合、予定価格その他の条件は、法令上変更が認められるものを除き変更しない。

（５）　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

（６）　落札者が決定したときは、直ちにその旨を通知する。

8　入札案件の仕様等

（１）　本件業務の仕様は、別添「個人防護具保管管理業務委託仕様書」のとおりとする。

（２）　仕様書、委託契約書（案）及び本入札説明書の内容を十分確認した上で入札すること。

9　開札に立ち会う者に関する事項

（１）　開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

（２）　入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて開札を行う。

10　契約を担当する所属名称及びその所在地

〒690－8501　島根県松江市殿町１番地

島根県健康福祉部薬事衛生課感染症対策係

電話　0852－22－6532

11　契約の手続きにおいて使用する言語

（１）　契約の手続きにおいて使用する言語は、日本語とする。

（２）　契約の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨とする。

12　県の調査への協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から５年間は同様とする。

13　その他必要な事項

（１）　契約保証金

ア　落札者は、契約単価に 5,082 パレット月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第 69 条の２各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

イ　契約保証金の納付は、島根県会計規則第 69 条第２項の規定により、第 61 条第２項の規定を準用する。

ウ　契約保証金の納付場所　島根県松江市殿町１番地　島根県庁本庁舎１階出納局審査指導課審査第一係

エ　契約保証金の納付時期　落札決定の日から 14 日以内

オ　契約保証金は、契約履行の検査完了後に還付する。

（２）　契約書作成の要否

要する。落札者は、落札決定の日から 14 日以内に契約を締結しなければならない。

（３）　契約条項

別添「個人防護具保管管理業務委託契約書（案）」のとおりとする。

（４）　前金払

なし。

（５）　入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第 61 条の３第１項の規定により、入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

（６）　入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は、入札執行前に入札辞退届を提出すること。入札執行中に辞退する場合の取扱いは、入札執行者の指示に従うこと。

（７）　質疑

入札説明書、仕様書及び委託契約書（案）等に関して質疑がある場合は、県が定める入札質疑書により提出すること。

ア　提出期限　令和８年 11 月 20 日（金）午後５時 15 分まで

イ　提出先　　上記 10 の所属

ウ　提出方法　持参、郵送、FAX 又は電子メール

FAX により提出した場合は、送信後、電話により受信確認を行うこと。

エ　回答　　提出のあった質疑については、令和８年 11 月 27 日（金）までに島根県ホームページにおいて回答する。

（８）　不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県健康福祉部薬事衛生課に報告するとともに警察に通報すること。なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

（９）　添付書類

ア　入札参加資格確認申請書

イ　入札質疑書

ウ　委任状

エ　入札書

オ　入札辞退届

カ　個人防護具保管管理業務委託仕様書

キ　仕様書別紙１（保管する物品と保管容量の目安）

ク　個人防護具保管管理業務委託契約書（案）

ケ　入札参考資料１及び２

(10)　問合せ先

〒690－8501　島根県松江市殿町１番地

島根県健康福祉部薬事衛生課感染症対策係　担当：杉原

電話　　0852－22－6532

FAX　　0852－22－6041

メール　kansen2@pref.shimane.lg.jp